

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： だいじ保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 加藤充子	定員（利用人数）： 60名（58名）	
所在地： 愛知県名古屋市緑区浦里1丁目72番1		
TEL： 052-875-5822		
ホームページ： https://daijihoikuen.jp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成31年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人十王会		
職員数	常勤職員： 14名	非常勤職員： 10名
専門職員	（保育士） 18名	（交通指導員） 1名
	（業務士） 2名	（調理） 2名
	（保育補助） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 5室	（設備等） 遊戯室・給食室

③理念・基本方針

★理念

児童福祉法の精神的に則り、保育指針を基本とした保育を行う。仏教の慈悲と和の心を生かして、温かみのある家庭的な心の通った保育を行う。乳幼児の情操を豊かにし、自立性、社会性を養うと共に強く、たくましい身体、大きく豊かな思いやりのある乳幼児の育成を目指す。

★基本方針

- ・心豊かな思いやりのある子ども
- ・強くたくましい子ども
- ・素直な中に自立性のある子ども
- ・最後まで力一杯やろうとする子ども
- ・自ら考え、創造性のある子ども
- ・友達と仲良く元気に遊べる子ども

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・各年齢10名なので、家庭的な雰囲気の中で、個々の子どもとしっかりかかわる事が出来、気持ちを十分に受けとめる事が出来る。
- ・園庭が狭いが、周りの環境に恵まれ、近くに公園がいくつもあるので、天気の良い日はほぼ毎日散歩に出かける為、足・腰が鍛えられる。
- ・1年を通して、20回位近くのスイミングスクールを利用している。その時には、交通指導員の方にも手伝ってもらい、安全に留意しながら行くことが出来る。
- ・リトミックの講師の先生をお招きし、1歳児から5歳児まで、毎月2回リトミックを行う事で、音楽に親しみをもちリズム感を養っている。
- ・デイケアの施設を訪問し、歌をうたったり、手遊びをしたりして、世代間交流を深めている。
- ・プラネタリウム見学・保育まつりの参加は、法人間の園と合流し、バスを利用し交流を深めている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 1月26日(契約日) ~
	令和 5年 4月28日(評価確定日) 【令和 5年 3月16日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆説明責任の完遂

法人の姿勢や園の事業内容を利用者(子ども、保護者)に正しく、詳細に伝えることは、インフォームドコンセントの観点からも重要である。しかし、コロナ禍によって様々な園行事が中止や規模の縮小を余儀なくされ、その機会が失われている。保護者会総会も例にもれず、全保護者が一堂に会して開催することはできなかった。しかし、1週間をかけて分散開催し園長が丁寧に園の方針や取組みを説明している。日本語による意思疎通が困難な保護者に対しては、個別に説明のための時間を確保したり、配付文書にはルビを振るなどの配慮をしている。その甲斐あってか、保護者アンケートの「理念・方針の保護者周知」は、88%の高い肯定率を示し「事業計画の保護者周知」も高い数値(75%)を示した。

◆データベースとペーパーベースの併用

時代の潮流であるICT化を進め、業務の効率化を図って職員の事務時間の確保に努めている。記録ソフト「チャイリーフ」の活用や登降園管理、ホームページへの「園だより」等の掲載等々、各種情報のデータ管理が進んでいる。一方で、微妙な(感覚的な)表現や正確性が要求される記録等に関しては「手書き」の部分を残しており、データベースとペーパーベースを適切に使い分けている。

◆多彩な食育の取組み

園の近くに市から借り受けた畑があり、子どもたちが食育の一環として野菜を育てている。プチトマトや枝豆、ナス、ピーマン等の夏野菜が収穫できた。特にさつま芋は豊作で、給食の食材ともなった。時には、お弁当を持参して近くの公園にピクニックに行くこともある。給食がパン食の場合には、おやつにおにぎりなどのお米を使い、食材が重ならないように配慮している。毎日の給食とおやつを展示し保護者に知らせている。職員は、子ども一人ひとりの嗜好や食べられる量を把握している。さらに、その日の体調等を考慮し、配膳の直前にも子どもの意向(食べられる量)を確認している。ガラス越しに調理室での調理の様子を見ることができ、給食の時間帯に調理員が子どもたちの食事の様子を見に回っている。園の内外に、子どもが「食」に関心や興味を持つ仕組みが用意されている。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画の策定

法人としての事業展開が急で、先を見据えた計画が立てづらい状況である。園長（法人理事長）は長く法人経営に携わり、豊富な園運営の経験値を有している。その経験に基づく感覚的な将来構想を持って園運営に当たっており、中・長期の計画を策定するに至っていない。新年度より副園長が新園長となるが、新園長が目指す3年後、5年後の「園のあるべき姿」を、中・長期計画として明文化することが求められる。その中・長期計画を単年度の事業計画策定の礎とされたい。

◆実習生の受入れ

園の開設から4年が経過したが、園内にはまだ実習生を受け入れる機運が生じていない。実習生の受入れによる次代の福祉職の養成は、園（社会福祉法人）の使命であるとともに、自園の職員の育成にも資する取組みとなる。まずは受け入れるためのマニュアルを整備し、積極的な実習生の受入れを期待したい。

◆アレルギー疾患の他の子どもや保護者への周知

年度はじめにアレルギー疾患や慢性疾患・脱臼やけいれん等に配慮が必要な子どもについて、一覧表にして職員全員が周知できるようにしている。「アレルギー対応マニュアル」を基に、アレルギー食については間違いが無いよう、調理室で毎回声に出して確認し、通常の給食とは別に運ぶように配慮している。もし間違いが起きれば、子どもの生命にも関わってくる。他の子どもや保護者に対し、疾患への理解を図るための取組みに期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

どのような評価になるのか緊張の中、評価員の方がわかりやすく話しやすい環境を作っていたいただき、一つひとつの質問に対して答える事が出来、本当にありがとうございました。色々なお話の中で心に強く響いたのは、色々な計画など反省として出来なかったと言ってしまうのではなく、具体的な項目に対し一つずつどういう所が出来なかったのかを明確にしていき、より良い保育にしていけたらと思いました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によって、様々な園行事が中止や規模の縮小を余儀なくされている。保護者会総会も例にもれず、全保護者が一堂に会して開催することはできなかった。しかし、1週間をかけて分散開催し、園長が丁寧に園の方針や取組みを説明している。その甲斐あってか、保護者アンケートの「理念・方針の保護者周知」は、88%の高い肯定率を示した。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍により、園外の会議や研修に出向く頻度は減っているが、区の園長会や市の園長会には漏らさず出席し、地域の情勢や状況の把握を行っている。令和5年4月からは、同区内に3園目が開設（公立園の民営化）されることとなっており、法人理事長である園長が陣頭指揮を執って推進している。</p>		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<p><コメント></p> <p>園の開設から4年が経過しているが、課題として捉えているマニュアルの整備が遅れている。同区内にある姉妹園のマニュアルを参考にして園独自のマニュアルを作成しているが、適切な（定期的な）見直しを実施されていない。職員周知も十分とは言えず、園長や副園長、主任の業務負荷の軽減のためにも、マニュアルに基づいた保育実践が期待される。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人としての事業展開が急で、先を見据えた計画が立てづらい状況である。園長（法人理事長）は長く法人経営に携わり、豊富な園運営の経験値を有している。経験に基づく感覚的な将来構想を持って園運営に当たり、中・長期の計画を明文化するに至っていない。新年度より副園長が新園長となるが、新園長が目指す3年後、5年後の「園のあるべき姿」を、中・長期計画として明文化することが求められる。</p>		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画が策定されていないことから、事業計画は前年度の事業計画を評価・反省し、活動を見直しして策定されている。事業計画は、行事計画と研修計画を主体としており、園運営の全体を網羅するものとはなっていない。重点的に取り組む活動や取組みを事業計画に盛り込み、全職員が方向性を定めて園運営に当たることが望ましい。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画の柱となっている園行事に関しては、月に2回開催される職員会議を使って行事後の反省会を行い、気づきや改善点を次回の行事開催に活かしている。職員会議の欠席者には、議事録や資料を回覧して周知を図っている。園長が新園開設で多忙なこともあり、副園長や主任には職員会議を有効に活用しようとの意識がある。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者会を分散開催して事業の計画を丁寧に説明しており、保護者アンケートの「事業計画の保護者周知」は、理念・方針と同様に高い数値（75%）を示した。ICT化を進めており「園だより」や「クラスだより」は、園のホームページに掲載されている。データベースと紙媒体とを使い分け、保護者への情報提供を工夫している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>園の開設から4年が経過しており、第三者評価は初めての受審である。同法人の他園に倣い、今後も4～5年ごとの第三者評価受審を予定している。自己評価として「人権擁護のためのセルフチェックリスト」による自己チェックを行っているが、結果の分析にまでは手が回っていない。また「人権擁護」に限定せずに、保育全般の自己評価の実施が期待される。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>自己評価として実施した「人権擁護のためのセルフチェックリスト」から、園の課題を抽出することはできていない。副園長（新年度から新園長）と主任は「マニュアルの職員周知」を課題として捉えており、次年度の重点課題として事業計画に取り上げることが期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>園長の役割や責務が「運営規程」に明記されており、自らの考え方は「園だより」で伝えている。ただ、園長不在時の権限委任先が不明瞭である。「だいい保育園組織図」からは副園長が職務代行者と読み取れるが「運営規程」には主任が「園長を補佐する」旨が明記されており、文書によって内容に齟齬がみられる。運営実態と表記との統一を図りたい。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>子どもに対する事故や事件が全国的に頻発した一年であったが、それらの事例を受けて「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を実施した。無記名で行うことにより正規職員全員の回答を得た。職員にとっては、法令順守の意識向上となったが、実施対象が正規職員に限定されている。園全体の意識醸成を図るために、非正規職員を含めた実施を検討されたい。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	ⓐ	・b・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍による園行事の中止や縮小で、子どもや保護者のモチベーションが下がらざるを得ない状況である。それを防ぐため、子どもや保護者の満足度を維持・向上させようと取り組んでいる。年長クラスのプラネタリウムは中止を余儀なくされたが、代替で親子遠足を楽しんだ。市の「保育まつり」にも5歳児が分散して参加し、運動会は地域の公園を借り人数制限なしで開催できた。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	ⓐ	・b・c
<p><コメント></p> <p>ICT化を進め、業務の効率化を図っている。記録ソフト「チャイリーフ」の活用や登降園管理、ホームページへの「園だより」等の掲載等々、各種情報のデータ管理が進んでいる。一方で、正確性を要求される記録等に関しては「手書き」の部分を残しており、データベースとペーパーベースを適切に使い分けている。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画が策定されていないことから、将来的に必要となる職員の採用計画は明文化されていない。また、新園の開設による法人レベルでの人事異動があることから、園独自の職員確保や定着対策等も実施しづらい状況にある。法人の将来構想を明確にした上で、園の人事施策（職員育成、定着対策等）を講じることが望ましい。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>市の人事基準に合わせた年功序列のキャリアパスであり、人事考課制度や目標管理制度は導入されていない。昇格・昇給の人事基準や期待する職員像を分かりやすく示す等、職員が自らの将来像を描けるような仕組みづくりが求められる。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>積極的なICTの活用により、また基準配置以上の職員を配置することにより、時間外勤務や持ち帰りの業務はほとんどない。有給休暇も取りやすい状況である。子育て中の職員には時短勤務が認められており、ワーク・ライフ・バランスへの配慮もある。個別面談があるが、20数名の小さな職員集団であり、普段から相談や話をし合える環境である。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>目標管理の制度はなく、研修による職員育成を目指している。毎年次年度の就労意向を聞き取る面談を実施しており、次年度に向けての職員一人ひとりの要望や現在の気持ち、問題点等を話し合っている。この面談を活用して（回数を増やして）目標管理制度として定着させ、職員の育成を図る仕組みづくりを期待したい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>「令和4年度職員研修計画」が作成されている。昨年度の実績や実施状況を参考に、ほとんどの研修がオンライン参加となっている。研修受講後には、研修報告として「自己課題」（所感）を提出している。しかし、研修が「自己課題」の提出で完結しており、そこに示された職員の気付きや決意が、実際の保育現場で活用したことの確認が行われていない。研修効果の検証の仕組みづくりを期待したい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <p>「令和4年度職員研修計画」は正規職員を対象としており、昨年度実績を見ても非正規職員を含んだ研修はほとんど行われていない。実施する研修を、階層別、職種別、テーマ別研修に類別し、その中の重要な研修に関しては、非正規職員にも受講の機会が与えられることが望ましい。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ b ・ ⑤
<p><コメント></p> <p>園の開設から4年が経過したが、園内にはまだ実習生を受け入れる機運が生じていない。実習生の受入れによる次代の福祉職の養成は、園（社会福祉法人）の使命であるとともに、自園の職員の育成にも資する取組みとなる。まずは受け入れるためのマニュアルを整備し、積極的な実習生の受入れを期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページを使って様々な情報の提供を行っている。特に園の取組みや情報開示には、多くのページが割かれている。課題としては、苦情情報が公表されていないことである。ホームページの「情報開示」の中に「苦情受付の報告」の項目は設定されているが、中身はない。苦情の受け付けがなかった場合でも「苦情なし」の事実を公表することが求められる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	② ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園における現金の取扱いは3万円を限度とする小口現金制をとっており、購買は「伺書」を介して行われている。決裁権は園長が持ち、副園長が出納実務を担当しており、内部牽制が働く仕組みとなっている。行政（市）の監査においても、特段の指摘、指導事項はない。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」に、地域の子育て支援を中心とした地域との関わりの基本的な方針が示されている。地域交流として計画された取組みの多くはコロナ禍によって中止となってしまったが、近くの高齢者施設との交流は再開された。市から借り受けた畑での野菜づくりは、子どもが近隣住民と接点を持つ機会となっている。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によってボランティアの受入れも低調であるが、近くの高齢者のグループが草取りボランティアとして協力している。学校教育への協力として学生の体験学習の受入れ等、コロナ収束後の積極的な取組みを期待したい。そのためにも、ボランティアの受入れに関するマニュアル整備を急がれたい。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>行政機関や小学校等の教育機関、園医等の医療機関等、子どもに関する社会資源が緊急連絡先として事務室に掲示してある。虐待等の子どもの権利侵害に関しては、園長、副園長の専任事項とし、児童相談所や警察署の生活安全課、区役所の子ども課と連携して対応している。事案の内容により、また子どもや保護者のプライバシーに配慮した上で、職員会議で必要な説明が行われている。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>小学校区の幼保小連絡協議会に参加し、年間2回の会合で子どもの就学についての打ち合わせを行っている。その中で、地域の福祉ニーズに関する様々な情報が得られている。コロナ禍であり、積極的に地域の福祉ニーズを把握するための取組みは行われていない。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>一時保育の必要性は認識しており、市の要請に応える形で次年度に一時保育の受入れの開始を予定している。AEDが設置されていることから、地域に向けての案内を期待したい。園の持つ社会資源（職員の専門性）を活用し、子育て相談や子育て教室等の活動が望まれる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育の基本姿勢が、園のパンフレットや入園時の案内「全体的な計画」に明示されている。保護者には入園時に園長が説明し、職員には年度初めに会議で確認している。理念や方針を園内に掲示することを検討している。日本語での会話や読み書きが難しい保護者に対しては、個別に時間を設けたり配付する書類にルビを振ったりと、園生活に馴染めるよう配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護については、日よけシェードを利用して外からの視線を遮っている。また、更衣時には段ボールで作ったパーテーションを使用する等、子どものプライバシーに配慮した取組を行っている。マニュアルを活用した勉強会や研修は行われていない。今後、マニュアルの見直しや園内研修等を実施し、職員間で周知していくことを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉘ ・ c
<p><コメント></p> <p>園の理念や方針、日々の子どもの様子はホームページから見ることができ、ブログの更新も定期的に行っている。園のパンフレットは見学希望者に配布され、写真等で分かりやすい内容となっている。ただ、多くの方が手に取れる場所には置いていない。区役所や児童館等、公共の施設にもパンフレットを設置することで、保育所の選択に必要な情報を広域に提供することを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉙ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>入園の際には「重要事項説明書」や「入園のしおり」で保護者への説明を行い、同意を得ている。「入園のしおり」は、園生活がイメージしやすいような内容になっていて、持ち物も学年ごとに細かく示されている。個別の対応も随時行っており、どの職員も説明ができるように共通理解している。変更が必要な場合は、お便りにて保護者に知らせている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉚ ・ c
<p><コメント></p> <p>転園時の引き継ぎにあたっては、そのための書面は準備されていない。引き継ぎは口頭で行われ、区役所が間に入って行うこともある。保育終了後に相談を受ける事もあるが、相談窓口の案内や担当者等を書面で伝えることは行っていない。保育の継続性に配慮するためにも、子どもの様子を分かりやすく伝える書面の作成や、相談窓口の案内をお便り等で知らせる事が望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉛ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>行事後には保護者アンケートを実施し、職員全員がアンケートに目を通している。アンケートの集計後、会議で検討して次に活かせるようにしている。前回の運動会でのアンケートを参考にして、保護者席から子どもの姿が見やすいように配置を変更したところ、保護者には大好評であった。年2回の懇談会では、個別に意見を聞き取り、職員間で共有して日々の保育に反映させている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① ・ b ・ c
<コメント> 苦情解決の仕組みが玄関に掲示しており、保護者が容易に確認できるようになっている。「苦情対応マニュアル」は整備されており、職員の誰もが随時対応できるように周知されている。苦情があった際には、個別で説明をしたり、内容によっては保護者全員にメールで伝える等、迅速に対応できるようにしている。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 送迎時に会話をしたり個別の連絡帳を利用したりして、いつでも保護者の相談を受けられるようにしている。長時間保育時に受けた相談は、クラスごとに用意してあるボードを利用し、各担任に伝達できるようにしている。個別に相談がある場合は、空いている部屋を使用してプライバシーに配慮している。保護者からは、相談しやすい雰囲気であると満足度が高い。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ① ・ c
<コメント> 保護者に対して日常的に声を掛け、相談しやすい環境を作っている。相談の内容によっては後日時間を設け、解決に向けて取り組んでいる。行事ごとのアンケートや年2回の懇談会で受けた相談は、会議で検討して記録に残し、次年度に反映させている。「相談対応マニュアル」はあるが、定期的な見直しは行っていない。相談対応の仕組みが効果的に運用されるよう、定期的な見直しを期待したい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<コメント> リスクマネジメントの責任者を園長とし、「事故対応マニュアル」については定期的に読み合わせを行い、見直しも行っている。ヒヤリハットは記録に残し、終礼で情報共有して会議で対応策を検討している。安全確保・事故防止についての研修に参加し、職員間で周知できるような体制がある。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ① ・ c
<コメント> 「感染症対応マニュアル」は作成されており、マニュアルを基に実際の動きを確認する勉強会も行われている。市からの通達については、その日のうちに保護者宛てに手紙を作成して配付し、玄関に張り紙もしている。感染症の対応については度々変更があったため、マニュアルの見直しを随時行い、職員全員が正確な手順で対応できるよう周知していくことを期待したい。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ① ・ c
<コメント> 避難訓練は月1回、地震や火災、河川氾濫を想定して実施されている。様々な時間に行い、保護者参加での訓練も行っている。毎回反省会を行い、記録に残して次回に反映させる体制がある。非常食の「備蓄リスト」を作成し、園長・主任が管理を行っている。非常時のフローチャート等を作成し、職員全員が自分の役割を意識して、指示が無くても動けるような体制を整えることを期待したい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ① ・ c
<コメント> 標準的な実施方法として「保育マニュアル」を作成し、各クラスに保管してある。マニュアルについては、職員に周知され会議で共有しているものの、具体的な場面でマニュアルを活用するまでには至っていない。今までに配付された資料の利用を含め、各職員がマニュアルを手元に置いて活用できるような仕組みづくりを期待したい。		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 「保育マニュアル」は、園長や主任により年1回の見直しが行われている。職員や保護者からの意見や提案をマニュアルに反映させる体制はあるものの、見直しにあたって検討した記録や改訂記録が残っていない。見直しの根拠や経過を記録し「保育マニュアル」が分かりやすく活用しやすいものになっていくことを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 入園・進級時の子どもの情報や「家庭調査票」「発達記録」を基に、具体的なニーズを抽出して指導計画を作成している。指導計画作成の責任者である園長・主任が週日案・月案の指導をし、評価・見直しを行っている。指導計画の作成時に、給食調理員が会議に参加し、子どもの食事の様子を指導計画に反映させることが可能な体制となっている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 週日案、月案は、園長と主任が定期的に評価・見直しを行っている。途中入園や緊急を要する時には、随時指導計画の評価・見直しを行っている。見直しで変更した内容を職員に周知する手順や方法は文書化されていない。課題の発見、見直しの項目を立てる等、PDCAサイクルを活用する仕組みの構築を期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 「保育日誌」に日々の子どもの様子を記録し、ファイリングして職員室で保管している。子どもの記録は園長や主任が確認し、会議で意見や提案を出し合い情報共有を図っている。会議に参加できない職員に対しても情報が伝わるように「議事録」を回覧して伝達している。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 個人情報の取扱いについては、保護者の同意を得ている。「緊急連絡表」は職員室で保管し「児童票」や「健康状況票」は各クラスで保管している。園のブログは、個人情報保護の観点からパスワードを設定し、園の関係者以外は閲覧できない体制をとっている。保護者が園の行事等で撮影した写真に関しては、SNSへの投稿をしないように書面で伝えている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果		
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成				
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」については、園の理念・方針や目標に基づいて園長・主任が作成し、職員間で周知している。年1回評価を行い、次年度の計画に反映させている。保育計画は園長・主任のみで作成されているので、今後は職員全員で見直し、意見を集約して計画の作成を行っていくことを期待したい。</p>				
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開				
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>常に子どもの視点で環境整備ができるように、職員同士が声を掛け合い適切な状態を保持している。環境整備についてのマニュアルもあり、基準については職員間で共通理解ができている。トイレや洗面所、保育室、玩具等はこまめに消毒し、清潔に使用できるよう気を配っている。保育室は明るい雰囲気であり、扉で手を挟まないような工夫等、安全面にも配慮されている。</p>				
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達や家庭環境から生じる個人差について会議で話し合い、職員全員が周知して援助できるように取り組んでいる。保育中は肯定的な言葉を使用するように心掛け、職員間でも声を掛け合っている。どうしても急かす言葉を使ってしまう場面について、会議で話し合いの時間を持つこともある。今後も「意識をしながら保育に取り組んでいくことができるか」が課題となっている。</p>				
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>子どもたちが、興味を持って基本的な生活習慣を身につけることができるように、年齢に応じた紙芝居や保育教材を用いて知らせたり、子どもが好きなキャラクターを使用する等の環境整備を行っている。保護者には口頭や連絡帳のやり取りで園での様子を伝え、家庭と協力して子ども一人ひとりに合った援助が行えるように取り組んでいる。</p>				
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>主活動では、近隣の公園で自然にふれあいながら探索活動をすることが多く、年齢に応じた自主的な活動が行えている。園外で地域の人たちと挨拶を交わしたり、近隣の老人施設で高齢者と関わりを持つ機会も設けている。保育室は子どもが主体的に遊びを展開するためのスペースや収納が少なく、保育室の使い方に課題があると職員から意見があるため、改善されることを期待したい。</p>				
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>個別の指導計画を作成し、子ども一人ひとりの発達に合わせた関わりや保育を提供している。子どもが安心して過ごせるように、一定の職員を配置するよう配慮している。発達に応じた手作りおもちゃを用意したり、園で長時間過ごす子どもには玩具や保育室を換え、楽しく過ごせるように工夫している。身体を休めるスペースを作り、子どもの体調面に合わせて過ごせるよう気を配っている。</p>				
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>個別の指導計画を作成し、一人ひとりの発達に合わせた関わりや保育を提供している。公園ではどんぐりや花に興味を持つ子どもが多く、探索活動が十分に行えるよう保育内容に沿った活動を行っている。連絡帳を通じて、その日の出来事や子ども自身でできた事を伝え、家庭と連携した取り組みや配慮がなされている。</p>				

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 3歳以上児は、3クラス合同で公園等へ散歩に行き、縦割りでの活動時間を多く持っている。年上の子どもが下の子どもに優しくしたり、遊びのルールを説明する等、縦割り保育の良さが見られ、お店屋さんごっこは子ども主体での取組みとなった。3歳以上児には個別指導計画は無いが、一人ひとりの状況や目標を明確にして保育が行われるよう、個性のある計画の作成を期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 階段には手すりを、玄関にはスロープを設置し、環境整備に配慮している。障害のある子どもには個別指導計画を作成し、巡回指導時に専門家との計画の見直しも行っている。保護者へのカウンセリングも定期的に行われている。障害特性や接し方の研修はあるが、参加していない職員へ研修内容が伝わっていない。職員全員が専門的な知識や技術を習得できるよう、体制を整えることを期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 延長保育を利用する子どもには、18時15分におやつを提供し、水分は随時摂れるようになっている。降園が確認できるように点呼を行い、引き継ぎは口頭や各クラスに準備してある連絡ボードを利用している。職員間や職員から保護者への連絡も、適切に行われている。休息が必要な子どもに対しては、部屋の隅に布団を敷いたり、職員がおんぶする等穏やかに過ごせるように配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 就学前健診や小学校での意見交換会等で、小学校と連携をとっている。小学校からの意見を保護者に伝えたり「児童要録」で子どもの様子を小学校に伝える等、仲立ちの役割も担っている。園が小学校の横にあり、子どもたちは日々様子を見ることが出来る環境にある。ひらがな、数字の勉強や、座って話が聞ける活動等の時間を設け、子どもが就学に向けて期待を持てるよう取り組んでいる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 内科健診は年2回、歯科健診は年1回実施されている。年4回「保健だより」を配付し、毎年流行する病気の予防や感染症などの状況を伝えている。SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する情報を保護者に分かりやすく掲示し、0歳児の午睡では15分おきに確認している。AEDの研修を行い、使用方法は職員全員が周知している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断の結果はファイルに綴じ、職員間で確認して情報の共有を図っている。子どもの既往症については、職員全員が把握できるようにして保育に反映させている。保護者との連携も密に行い、医師からの所見やアドバイスが家庭での生活に活かされるよう、保護者へ正確に伝えている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 年度はじめにアレルギー疾患や慢性疾患・脱臼やけいれん等に配慮が必要な子どもについて、一覧表にして職員全員が周知できるようにしている。「アレルギー対応マニュアル」を基に、アレルギー食については間違いが無いよう、調理室で毎回声に出して確認し、通常の給食とは別に運ぶように配慮している。他の子どもや保護者に対し、疾患への理解を図るための取組みに期待したい。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 園の近くに市から借り受けた畑があり、子どもたちが野菜を育てて収穫している。さつま芋は豊作で、給食の食材ともなった。時には、お弁当を持参して近くの公園へピクニックに行くこともある。給食がパン食の場合には、おやつにおにぎりなどのお米を使ったものを提供するなど、食材が重ならないように配慮している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 毎日の給食とおやつを展示し、保護者に知らせている。職員は、子ども一人ひとりの嗜好や食べられる量を把握している。さらに、その日の体調等を考慮し、配膳の直前にも子どもの意向（食べられる量）を確認している。ガラス越しに調理室での調理の様子を見ることができ、給食の時間帯に調理員が子どもたちの食事の様子を見に回っている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉠ ・ b ・ c
<コメント> すべての子どもが「連絡帳」を持っており、園と家庭とが連携を図る上で重要なツールとなっている。各クラスに連絡用のホワイトボードが設置されており、その日の活動内容や子どもの様子を掲示している。「チャイリーフ」や「ミエルン」等のICTも活用されている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 保護者との心理的な距離を縮め、子育てに不安や疑問があれば気軽に相談できる環境を作っている。送迎時に口頭で相談を受けることもあり、それらの職員が得た情報は副園長にあげられ、副園長が記録して終礼時に再確認している。保護者にも問題があり、連絡なしで登園しない子どもに対する確認の仕組みが機能していない。保護者への周知を含め、仕組みの再検討が望まれる。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 大きな問題となったことはないが、家庭の事情で児童相談所から連絡や確認が入ることがある。子どもや保護者のプライバシーに配慮した上で、職員会議で周知を図っている。虐待案件に関しては、児童相談所の他に、警察署の生活安全課や区役所の子ども課とも連携が図られている。これらの対応について、マニュアルを作成して職員周知を図ることが求められる。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 正規の職員を対象として「人権擁護のためのチェックリスト」を使った自己チェックを行っている。無記名としたことで対象職員全員から回収しているが、それらを分析して園全体の課題を導き出すには至っていない。実施方法については「人権擁護」だけを目的とせず、保育全般にわたって自己評価を行うことが望ましい。		